

特集

高校における特別支援教育の展望

特集にあたって

高校教育と障害児教育のゆたかな対話を

越 野 和 之

こしの かずゆき
奈良教育大学、本誌編集委員

障害のある場合の学校教育制度の全般的改革構想としての特別支援教育に法令上の基礎を与えた改正学校教育法（2007年施行）は、小・中学校のみならず、幼稚園、高等学校および中等教育学校においても、発達障害を含む特別支援教育の対象となる子ども・青年について、「障害による学習上又は生活上の困難を克服するための教育」を行うことを義務づけている（第81条第1項）。しかしながら、同条第2項では、幼稚園における特別支援学級の設置を認めておらず、また、本特集が取り上げる高等学校についても、特別支援学級を「置くことができる」と規定しているにも関わらず、関連法令の未整備等を理由に、特別支援学級を開設することはできないものとされている。すなわち、義務教育の前と後を受けもつ幼稚園および高等学校（ならびに中等教育学校後期課程）は、義務教育段階の小・中学校と同様に、障害のある子ども・青年の教育に取り組むことをその課題としながらも、それに取り組む前提としての制度設計において、義務教育段階とは異なる困難をもたされているのである。

このような制度上の不備に加えて、高等学校の入学者選抜の前提となる「適格者主義」の考え方などが、高等学校における、障害等に応じた特別な教育の発展を阻んできた。しかし、このように言うことは、高等学校における障害のある生徒への教育の取り組みが存在しないということではない。高等学校は、一方では上に述べたような条件に強く制約されながらも、他方

では、障害のある青年や家族の後期中等教育へのあたりまえの願いと、15歳人口の減少を背景とした定員未充足等の状況の下で、すでに多くの障害のある生徒を受け入れている。

したがって、「高校における特別支援教育」を、特別支援教育の制度化によって新たに生じた課題と見るのは適切ではない。「高校における特別支援教育」の課題とは、まずなによりも、障害やさまざまな困難を抱えながら、現に高等学校で学んでいる青年たちに、どのようにしてゆたかな教育を届け、青年期にふさわしい発達を保障することができるか、という課題として理解される必要がある。本特集に寄せられた手記や実践報告は、こうした「出発点」を確認するという意味できわめて重要な意味をもっている。

政府による特別支援教育施策は、高校（および幼稚園）における校内委員会設置やコーディネーター指名の「遅れ」を指摘し、それらの整備によってこれらの学校における特別支援教育の「推進」を謳う。しかし、高等学校が、障害のある青年にとってもゆたかな学びの場になっていくためには、青年期の発達上の課題に応えようとする高等学校教育の特質がしっかりと踏まえられ、その享受を実質的に保障するための方策が吟味されなければならない。そこに求められるのは、障害児教育関係者と高等学校教育関係者のていねいな「対話」である。本特集が、その「対話」をゆたかに媒介するものになることを願ってやまない。